委員会提出議案第4号

子ども・被災者生活支援法の早期実施を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成25年6月26日提出

南相馬市議会議長 横山 元 栄 様

総務常任委員長 水 井 清 光

子ども・被災者生活支援法の早期実施を求める意見書(案)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が広く拡散されましたが、放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分解明されていないこと等のため、被災者は健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援と特に子供への配慮が求められています。

そのような中、国会超党派により「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(子ども・被災者生活支援法)」が可決されましたが、本法においては、具体的施策は、政府の定める「基本方針」によるものとされているものの、いまだ「基本方針」の策定のめどは明らかにされていません。

よって、下記事項の実現を求め、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

記

- (1) 「子ども・被災者生活支援法」に基づく「基本方針」を策定し、各種の具体的施策の早期実施を図ること。特に子供の定期的健康診断と医療費の減免を喫緊の課題として具体化すること。
- (2) 「基本方針」策定と施策の具体化に際しては、被災者の意見を十分に反映する措置を 講ずること。

平成25年6月26日

南相馬市議会議長横山元栄

衆議院議長様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財務大臣様

復興大臣 様